



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*46 和歌山県森林組合検査規則 (農林水産総務課) 1

○ 告示

- 610 随意契約の相手方の決定 (情報政策課) 3
- 611 生活保護法による指定医療機関の廃止 (福祉保健総務課) 4
- 612 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の変更 (障害福祉課) 4
- 613 " (") 4
- 614 吉原土地改良区の定款変更の認可 (農業農村整備課) 5
- 615 保安林の皆伐面積の公表 (森林整備課) 5
- 616 道路の位置の指定 (都市政策課) 5
- 617 港湾法による和歌山都市計画臨港地区和歌山下津港臨港地区内における分区の指定 (港湾空港振興課) 5

○ 公安委員会告示

- 25 銃砲刀剣類所持等取締法の規定による診断を行う医師の指定 6
- 26 " 6
- 27 " 7
- 28 " 7
- 29 雑踏警備業務1級、雑踏警備業務2級、交通誘導警備業務2級、施設警備業務2級及び貴重品運搬警備業務2級検定の実施 7

○ 公告

争議行為を行う旨の通知 (労働政策課) 11

○ 監査公表

監査公表第11号 11

規 則

和歌山県規則第46号

和歌山県森林組合検査規則を次のように定める。

平成22年6月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県森林組合検査規則

(趣旨)

第1条 森林組合法(昭和53年法律第36号。以下「組合法」という。)第111条の規定に基づく知事が行う組合の業務又は会計の状況について行う検査(以下「検査」という。)は、別段の定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この規則において「組合」とは、森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会をいう。

(検査員及び身分証明書)

第3条 知事は、検査に従事する職員（以下「検査員」という。）に、別記様式の身分証明書を交付するものとする。

2 検査員は、検査を行うときは、前項の身分証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを呈示しなければならない。

（検査場所）

第4条 検査は、検査をしようとする組合の事務所、事業場、倉庫その他検査を行う必要があると認める場所において行うものとする。ただし、検査員が検査を行うに当たり、特に必要があると認められるときは、この限りでない。

（検査の範囲及び方法）

第5条 検査は、次の各号に掲げる事項の検査を行う日の属する組合の事業年度について行うものとする。この場合において、必要があるときは、過去の組合の事業年度に係る当該事項についても行うことができる。

(1) 業務執行及び財産管理についての法令、法令に基づいて行われた行政庁の処分及び組合の定款等の遵守状況

(2) 業務執行及び財産管理の状況

2 検査は、帳簿、証拠書類、記録その他必要な物件等を調査して行うものとする。

（検査の立会い）

第6条 検査は、組合の理事及び監事、会計主任その他の責任者の立会いの上、行うものとする。

（検査の中止等）

第7条 検査員は、次の各号のいずれかに該当するときは、検査の着手を見合せ、又は検査を中止することができる。この場合において、検査員は、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(1) 前条に掲げる者が立ち会わず検査を行なうことができないとき。

(2) 第5条第2項の物件の大部分が第4条に規定する検査場所に現存せず、かつ、速やかにこれを備えることができないとき。

(3) 第5条第2項の物件の整理が著しく不備であるため、同条第1項各号の状況を知ることができないとき。

(4) 天災その他重大な事故のため、検査の着手及び継続が困難又は不能であるとき。

（講評）

第8条 検査員は、検査を終了したときは、第6条に規定する検査の立会者の参集を求めて、検査結果について講評を行うものとする。

2 検査員は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の講評の一部又は全部を省略することができる。

(1) 前項の立会者が欠けて講評する必要がないと認められるとき。

(2) 検査の結果秘密保持を要し、かつ、知事に報告し指示を必要とする事態が生じたとき。

(3) 業務及び会計の状況を知ることが困難であるとき、又は相当期間の検討を要し直ちに講評することができないとき。

(4) その他講評を行うことが適当でない判断したとき。

（検査結果の措置）

第9条 知事は、検査結果について別に定める検査書を組合に交付し、検査書において改善又は整備を要する事項については、期限を定め回答書の提出を求めるものとする。

2 組合の提出する前項の回答書は、理事会の議事録謄本及び監事の意見書を添付しなければならない。

3 知事は、第1項の回答書の提出があったときは、適否を直ちに調査し、更に改善又は整備を要すると認められるときは、再度期限を定め、回答書の提出を求めるものとする。この場合における組合の回答書の提出は、前項の規定を準用する。

附 則

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

特例政令第10条第1項第2号に該当し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項の規定により随意契約する。

和歌山県告示第611号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成22年6月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
有市医 46-14	しのはら小児科	有田市糸我町中番93-1	平成 22. 3. 18
有医 41-41	松谷医院	有田郡有田川町押手672番地	平成 22. 3. 26
御薬 20-17	薬局スーパードラッグキリン御坊店	御坊市湯川町財部1053-1	平成 22. 3. 31
田薬 40-18	薬局スーパードラッグキリン万呂店	田辺市下万呂418	平成 22. 3. 31

和歌山県告示第612号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関（更生医療・育成医療）において、同法第64条の規定により次のとおり変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定に基づき公示する。

平成22年6月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変 更 年 月 日
サカエ薬局	西牟婁郡白浜町栄732-3	医療機関所在地	西牟婁郡白浜町栄732-4	西牟婁郡白浜町栄732-3	平成 21. 9. 16

和歌山県告示第613号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の変更について、次のとおり届出があったので、同法第69条第2号の規定に基づき公示する。

平成22年6月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 薬局

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変 更 年 月 日
サカエ薬局	西牟婁郡白浜町栄732-3	所在地	西牟婁郡白浜町栄732-4	西牟婁郡白浜町栄732-3	平成 21. 9. 16

和歌山県告示第614号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、吉原土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

平成22年6月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第615号

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定により、平成22年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度たる面積を次のとおり公表する。

平成22年6月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度たる面積（ヘクタール）
紀南地域水源かん養保安林	3,662.87
紀中地域水源かん養保安林	1,534.82
紀北地域水源かん養保安林	362.36
紀南地域土砂流出防備保安林	831.36
紀中地域土砂流出防備保安林	381.05
紀北地域土砂流出防備保安林	426.62
紀南地域干害防備保安林	9.28
紀中地域干害防備保安林	7.55
紀北地域干害防備保安林	15.72
和歌山県全域保健保安林	156.20

和歌山県告示第616号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成22年6月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3086	田辺市明洋一丁目1871番10の一部	田辺市朝日ヶ丘17番14-101号 株式会社山幸 代表取締役 榎本宇内	平成 22.5.24	5.00	103.07

和歌山県告示第617号

港湾法（昭和25年法律第218号）第39条第1項の規定により和歌山都市計画臨港地区和歌山下津港臨港地区内における分区を次のとおり指定し、平成10年和歌山県告示534号は本日付けで廃止する。

なお、次の表の別図は省略し、その図面を県土整備部港湾空港局港湾空港振興課及び和歌山下津港湾事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成22年6月1日

和歌山下津港港湾管理者和歌山県

代表者 和歌山県知事 仁坂吉伸

分 区	区 域	面 積
商港区	和歌山市築港一丁目、築港二丁目、築港三丁目、築港四丁目、	約85.1ヘクタール

	築港五丁目、築港六丁目、材木丁、西河岸町、湊、西浜、雑賀崎及び毛見のうち別図に示す区域	
工業港区	和歌山市湊、湊五丁目、湊一丁目、松江、古屋、西庄、西浜及び雑賀崎のうち別図に示す区域	約609.2ヘクタール
漁港区	和歌山市本脇のうち別図に示す区域	約3.0ヘクタール
マリーナ港区	和歌山市毛見のうち別図に示す区域	約17.6ヘクタール
修景厚生港区	和歌山市湊、西浜、雑賀崎及び毛見のうち別図に示す区域	約59.1ヘクタール

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第25号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第12条の3の規定による診断を行う医師を次のとおり指定した。

なお、指定期間は、平成23年3月31日までとする。

平成22年6月1日

和歌山県公安委員会委員長 大岡 淳 人

医師の氏名	勤務する病院名	病院の所在地	診断の対象者
鶴飼聡	和歌山県立医科大学附属病院	和歌山県和歌山市紀三井寺811番地1	銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1項第3号に規定する政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第8条第3号に定める病気を除く。）にかかっている者並びに同法第5条第1項第4号及び第5号に掲げる者
小瀬朝海	同上	同上	
今出徹	県立こころの医療センター	和歌山県有田郡有田川町庄31番地	
生駒芳久	同上	同上	
中谷好宏	同上	同上	
北内信太郎	同上	同上	
角前修二	同上	同上	
篠崎和弘	和歌山県立医科大学附属病院	和歌山県和歌山市紀三井寺811番地1	銃砲刀剣類所持等取締法施行令第8条第3号に定める病気にかかっている者
辻富基美	同上	同上	
篠崎和弘	和歌山県立医科大学附属病院	和歌山県和歌山市紀三井寺811番地1	介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第16項に規定する認知症である者
奥村匡敏	同上	同上	

和歌山県公安委員会告示第26号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第12条の3の規定による診断を行う医師を次のとおり指定した。

なお、指定期間は、平成25年3月31日までとする。

平成22年6月1日

和歌山県公安委員会委員長 大岡 淳 人

医師の氏名	勤務する病院名	病院の所在地	診断の対象者
小野紀夫	紀南こころの医療センター	和歌山県田辺市たきない町25番1号	銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1項第3号に規定する政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第8条第3号に定める病気を除く。）にかかっている者並びに同法第5条第1項第4号及び第5号に掲げる者
糸川秀彰	同上	同上	
大谷和正	医療法人すこやか会おおたにクリニック	和歌山県御坊市名田町野島1番地7	銃砲刀剣類所持等取締法施行令第8条第3号に定める病気にかかっている者
上田英樹	上田神経科クリニック	和歌山県伊都郡かつらぎ町笠田東171番地	介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第16項に規定する認知症である者

和歌山県公安委員会告示第27号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条の3第2項（同法第7条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定による診断を行う医師を次のとおり指定した。

なお、指定期間は、平成23年3月31日までとする。

平成22年6月1日

和歌山県公安委員会委員長 大岡 淳 人

医師の氏名	勤務する病院名	病院の所在地
篠崎和弘	和歌山県立医科大学附属病院	和歌山県和歌山市紀三井寺811番地1
奥村匡敏	同上	同上

和歌山県公安委員会告示第28号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条の3第2項（同法第7条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定による診断を行う医師を次のとおり指定した。

なお、指定期間は、平成25年3月31日までとする。

平成22年6月1日

和歌山県公安委員会委員長 大岡 淳 人

医師の氏名	勤務する病院名	病院の所在地
上田英樹	上田神経外科クリニック	和歌山市伊都郡かつらぎ町笠田東171番地

和歌山県公安委員会告示29号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定により、次のとおり検定を実施する。

平成22年6月1日

和歌山県公安委員会委員長 大岡 淳 人

1 実施する検定の種別及び級並びに定員

検定の種別及び級	定員

雑踏警備業務2級	20名
雑踏警備業務1級	20名
交通誘導警備業務2級	20名
施設警備業務2級	20名
貴重品運搬警備業務2級	20名

2 実施日時、場所

(1) 学科試験

種別及び級の区分	日 時	場 所
雑踏警備業務2級	平成22年9月27日(月) 午前9時から正午まで	和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県民文化会館
雑踏警備業務1級	平成22年9月27日(月) 午後1時から午後4時まで	
交通誘導警備業務2級	平成22年10月4日(月) 午前9時から正午まで	
施設警備業務2級	平成22年10月4日(月) 午後1時から午後4時まで	
貴重品運搬警備業務2級	平成22年10月8日(金) 午前9時から正午まで	

(2) 実技試験

種別及び級の区分	日 時	場 所
雑踏警備業務2級	平成22年10月27日(水) 午前10時から午後5時まで	和歌山県岩出市高塚513番地 有限会社岩出カースクール
雑踏警備業務1級	平成22年11月2日(火) 午前10時から午後5時まで	
交通誘導警備業務2級	平成22年11月10日(水) 午前10時から午後5時まで	
施設警備業務2級	平成22年11月17日(水) 午前10時から午後5時まで	
貴重品運搬警備業務2級	平成22年11月24日(水) 午前10時から午後5時まで	

3 検定の内容

(1) 雑踏警備業務2級

ア 学科試験

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 雑踏の整理に関すること。
- (エ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

- (ア) 雑踏の整理に関すること。
- (イ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 雑踏警備業務1級

ア 学科試験

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。

- (ウ) 雑踏の整理に関すること。
- (エ) 雑踏警備業務の管理に関すること。
- (オ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

- (ア) 雑踏の整理に関すること。
- (イ) 雑踏警備業務の管理に関すること。
- (ウ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(3) 交通誘導警備業務2級

ア 学科試験

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 車両等の誘導に関すること。
- (エ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

- (ア) 車両等の誘導に関すること。
- (イ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(4) 施設警備業務2級

ア 学科試験

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 警備業務対象施設における保安に関すること。
- (エ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

- (ア) 警備業務対象施設における保安に関すること。
- (イ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(5) 貴重品運搬警備業務2級

ア 学科試験

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
- (エ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

- (ア) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
- (イ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

4 検定の方法

学科試験及び実技試験により行う。

なお、本検定の学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

また、実技試験においても、試験途中に合格基準に達しないことが明らかになった場合は、その者に対する試験を中止し、以降の実技試験は行わない。

5 受検資格

- (1) 和歌山県内に住所を有する者又は和歌山県外に住所を有する者と和歌山県内の営業所に所属する警備員（以下「県外在住警備員」という。）
- (2) 雑踏警備業務1級を受検できる者は、（1）及び次のア又はイに該当するもの
 - ア 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第4条に規定する2級検定（雑踏警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る警備業法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、雑踏警備業務に従事した期間が1年以上であるもの
 - イ 和歌山県公安委員会（以下「公安委員会」という。）がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

6 受検を希望する者の手続

- (1) 受検を希望する者は、次の申出期間内に、（2）の注意事項を厳守の上、和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課（検定受付専用電話073-423-3344）に対し、受検希望の事前申出を行うこと。
 なお、事前申出は先着順に受け付け、申出期間中であっても、申出者の人数が定員の数に達したときは、受付を締め切る。

種別及び級	申出期間
雑踏警備業務2級	平成22年8月2日（月）から平成22年8月4日（水）まで （各日とも午前10時から午後5時まで）
雑踏警備業務1級	
交通誘導警備業務2級	
施設警備業務2級	
貴重品運搬警備業務2級	

(2) 事前申出時の注意事項

- ア 受付専用電話以外での受付は、一切行わない。
- イ 電話1回につき、受検希望者1名の事前申出を受け付ける。
- ウ 申出は、受付担当者からの受検を希望する者に関する問い合わせ事項に即答できる者が行うこと（即答できない場合は、受け付けない。）。
- エ この検定に関して不明な点がある場合は、事前に8の問い合わせ先に確認しておくこと。
- オ 上記の手続を経て、受付番号を取得した受検希望者を受験予定者とする。

7 検定申請書等の提出に関する手続

(1) 検定申請書等の提出期間

種別及び級	検定申請者等提出期間
雑踏警備業務2級	平成22年8月18日（水）から平成22年8月20日（金）まで （各日とも午前9時から午後5時まで）
雑踏警備業務1級	
交通誘導警備業務2級	
施設警備業務2級	
貴重品運搬警備業務2級	

(2) 検定申請書等の提出先

- ア 和歌山県内に住所を有する者は、その者の住所地を管轄する警察署（その者が警備員であって、和歌山県内の営業所に所属している場合は、当該営業所の所在地を管轄する警察署への提出も可とする。）

イ 県外在住警備員は、その所属する営業所の所在地を管轄する警察署

(3) 提出する検定申請書等

6により受験予定者となった者は、(1)の検定申請書等の提出期間内に次の書類を(2)の該当する警察署に提出すること(郵送による提出は受け付けない。)

なお、当該提出期間内に検定申請書等を提出しなかった場合は、受験予定者に決定していることを無効とする。

ア 検定申請書

イ 検定申請書の添付書類

(ア) 顔写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの大きさの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2枚

(イ) 和歌山県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面(住民票の写し(外国人にあつては、外国人登録証明書の写し)等) 1通

(ウ) 和歌山県内に所在する営業所に所属している警備員(和歌山県外に住所を有する者で警備員である者を含む。)にあつては、和歌山県内に所在する営業所に所属することを疎明する書面(営業所所属証明書) 1通

(エ) (イ)及び(ウ)に該当する者が検定申請書等を、その者の住所地を管轄する警察署に提出する場合は(イ)の書面を、その者の所属する営業所を管轄する警察署に提出する場合は(ウ)の書面を添付すること。

ウ 雑踏警備業務1級の検定を受けようとする者の添付書類

イの添付書類のほか、(ア)又は(イ)の書類を添付すること。

(ア) 2級検定の合格証明書の写し及び雑踏警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面(警備業従事証明書又は誓約書)

(イ) 公安委員会が(ア)と同等以上の知識及び能力を有すると認める者であることを疎明する書面(1級検定受検資格認定証)の写し

エ 手数料

種別及び級	手数料	注意事項
雑踏警備業務2級	13,000円	和歌山県証紙により納付すること。
雑踏警備業務1級	13,000円	
交通誘導警備業務2級	14,000円	
施設警備業務2級	16,000円	
貴重品運搬警備業務2級	16,000円	

8 問い合わせ先

検定についての問い合わせは、和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係(以下「生活安全企画課警備業係」という。電話番号073-423-0110(内線3028))又は最寄りの警察署生活安全(刑事)課まで行うこと。ただし、定員に達したか否かの確認については、電話にて生活安全企画課警備業係まで行うこと。

公 告

公 告

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第37条第1項の規定に基づき、日本赤十字社和歌山医療センター一労働組合執行委員長重栖満紀子から平成22年5月21日、次のとおり医療事業に関する事件につき争議行為を行う旨の通知があったので公表する。

平成22年6月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 事件 労働条件改善等に関する諸要求
- 2 日時 平成22年6月4日午前零時から本件の完全解決に至るまでの期間
- 3 場所 日本赤十字社和歌山医療センター全職場
- 4 争議行為の概要 あらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。

監 査 公 表

和歌山県監査公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条第4項の規定に基づき、住民監査請求に係る監査の結果を次のとおり公表する。

平成22年6月1日

和歌山県監査委員 楠 本 隆
和歌山県監査委員 足 立 聖 子
和歌山県監査委員 須 川 倍 行
和歌山県監査委員 角 田 秀 樹

和歌山県職員措置請求に係る監査結果

第1 監査請求

1 請求人

省略

2 請求年月日

平成22年3月31日

3 請求の内容

請求人提出の「住民監査請求書」による請求の内容は、次のとおりである。

(1) 請求の趣旨

県では、がけ崩れ対策事業として特殊急傾斜地崩壊対策事業及び急傾斜地崩壊対策緊急整備事業他（以下「本件各事業」という。）を実施している。

平成21年度において、本件各事業費の合計2億1,300万円他（別紙1）は県の公金から支出された。

上記の本件各事業は、違法の理由（別紙2）のとおり、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号。以下「急傾斜地法」という。）等に反する違法があり、また、急傾斜地法が規定する急傾斜地崩壊危険区域内でその工事が実施されていないこと及び急傾斜地法の適用がなされていないことにより、県の公共事務とは関係のない個人を利得させる事業となっており、その事業費を公金から支出することは違法、不当である。

よって、監査委員は、知事に対し、公金の支出手続を担当した職員らに対し、支出額の返還をさせるなど、必要な措置を講じるよう勧告することを求める。

また、県は平成22年度において、本件各事業費の合計1億8,800万円他（別紙1）は県の公金を支出し、契約を締結し、又は債務を負担しようとしている。

上記の本件各事業について、県が実施主体となり得る根拠法令は、執行差止め請求理由（別紙3）のとおり、急傾斜地法以外にはない。

よって、監査委員は、知事に対し、本件各事業の実施根拠法令が急傾斜地法以外のものは執行の差止めをさせるなど必要な措置を講じるよう勧告することを併せて求める。

以上、自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え必要な措置を請求する。

なお、平成22年度の本件各事業について、監査結果が出されるまでは知事に対し執行の停止を勧告されるよう上申する。

別紙1

本件各事業費の内訳

- 1 平成21年度に係る本件各事業
 - (1) 平成21年度特殊急傾斜地崩壊対策事業 45箇所 131,000千円
 平成21年度急傾斜地崩壊対策緊急整備事業 27箇所 82,000千円
 平成21年度計(ただし、皆減箇所を含む。) 72箇所 213,000千円
 以上は補正予算ベース
 - (2) その他前年度からの繰越に係るもの及び本件各事業の目的に同時施行した箇所付け予算ではない砂防修繕費等
- 2 平成22年度に係る本件各事業
 - (1) 平成22年度特殊急傾斜地崩壊対策事業 33箇所 118,000千円
 平成22年度急傾斜地崩壊対策緊急整備事業 21箇所 70,000千円
 平成22年度計 54箇所 188,000千円
 以上は当初予算ベース
 - (2) その他本年度からの繰越に係るもの及び本件各事業の目的に同時施行しようとする箇所付け予算ではない砂防修繕費等

別紙2

違法の理由

- 1 急傾斜地法に反する違法
 - (1) 本件各事業の根拠法令
 - ア 本件各事業は、和歌山県行政組織規則(昭和63年規則第19号。以下「行政組織規則」という。)第27条に規定する県土整備部砂防課の所掌事務である「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)の施行に関すること。」に係る同課の所掌事務である。
 - イ すなわち、砂防課が所掌する本件各事業の根拠法令は急傾斜地法である。
 - ウ また、本件各事業の根拠法令が急傾斜地法であることにより、本件各事業が自治法第2条第2項に規定する県が処理する「地域における事務」と唯一なり得る。
 - (2) 本件各事業の急傾斜地法における位置づけ及び前提
 - ア 急傾斜地法に基づく本件各事業による工事は、急傾斜地法第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域内において、急傾斜地法第2条第3項に規定する急傾斜地崩壊防止工事であり、そのうち急傾斜地法第12条第1項の規定により県が施行する急傾斜地崩壊防止工事である。
 - イ したがって、この規定に基づく本件各事業による工事の施行の前提は、県が急傾斜地崩壊危険区域の指定が事前に行われていることである。
 - ウ また、急傾斜地崩壊危険区域の指定は、急傾斜地法の効力を発動させ、その目的を達成させるための前提でもある。
 - (3) 急傾斜地法に反する違法

ところが、県は、本件各事業に係る事務事業評価調書の根拠法令欄の訂正前の「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」とあるべきところ、故意又は重大な過失により「固有する法律なし」と訂正し、すなわち、本件各事業は急傾斜地法に基づかないとし、急傾斜地崩壊危険区域の指定を怠り本件各事業を施行したのであるからその施行は急傾斜地法第12条第1項に反する違法である。
- 2 行政組織規則に反する違法

本件各事業は、前述のとおり、正しくは行政組織規則に規定する県土整備部砂防課の所掌事務である「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)の施行に関すること。」に係る急傾斜地法を根拠とするのであるから、県が「固有する法律なし」として急傾斜地法を適用せず施行した本件各事業は、行政組織規則に反する違法である。

また、本件各事業は、県が「国有する法律なし」とする意思で施行したのであるからその施行箇所が、結果的に過去に指定された急傾斜地崩壊危険区域内であったとしても、事後、これを理由に急傾斜地法が適用された事業であるとする事はできない。

すなわち、この場合でも、本件各事業は「固有する法律なし」の状態であり、急傾斜地法が適用され、自治法が規定する県が処理する「地域における事務」には成りえない。

3 改正実施要領に違反

県が通達した「県単独事業による急傾斜地崩壊対策事業の実実施要領改正について」（平成 20 年 7 月 8 日付砂第 4 1 3 号。以下「改正実施要領」という。）によれば、平成 21 年度事業箇所から本件各事業について、急傾斜地法第 3 条第 1 項の規定に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定をその工事着手前に行うものとしている。すなわち、本件各事業の根拠法令は急傾斜地法であるとしている。それにもかかわらず、県が本件各事業の根拠法令を「固有する法律なし」などとした措置は同通達に違反しており不当である。

4 また、本件各事業には執行差止め理由（別紙 3）3、4 及び 5 のとおり、その他の違法若しくは不当がある。なお、砂防修繕費等を本件各事業の用途にするのは不当である。

5 がけ崩れ対策の措置を講じる者

(1) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）におけるがけ崩れ対策の規定

ア 建築基準法第 19 条第 4 項で、建築物ががけ崩れ等による被害を受けるおそれのある場合においては、当該建築物の敷地の安全を図るため、擁壁の設置その他安全上適当な措置を講じなければならないと規定している。

イ この規定は、いわゆる建築基準法の単体規定と呼ばれる一つであり、個々の建築物の敷地に適用される。

ウ この措置を講じなければならない者は、第一義的に建築基準法第 8 条第 1 項で、建築物の所有者、管理者又は占有者（以下これらの者を「建築物の所有者等」という。）は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければならないと規定する建築物の所有者等個人である。

エ なお、過去に指定された急傾斜地崩壊危険区域内でその後建築された建築物などに対するがけ崩れ対策の責任も当該建築物の所有者等個人である。

(2) 急傾斜地崩壊危険区域の指定を行わない場合若しくは急傾斜地法を適用しない場合、がけ崩れ対策の措置を講じる者

ア 県には急傾斜地法以外に県が建築物の所有者等に代替し、がけ崩れ対策工事の実施主体となり得る法律、条例等の根拠法令はない。

イ したがって、県ががけ崩れ対策工事に急傾斜地崩壊危険区域の指定を行わない場合若しくは急傾斜地法を適用しない場合、当該がけ崩れ対策の措置を講じなければならない者は上記のとおり建築基準法に基づく建築物の所有者等個人である。

6 結論

(1) 本件各事業による工事には、急傾斜地法等に反する違法や不当がある。

(2) 本件各事業による工事は急傾斜地法に反する違法があることから、また、急傾斜地法を適用しないのであるから、本来、建築物の所有者等個人が実施すべき工事であり、県が処理する公共事務とは何ら関係のない工事である。したがって、建築物の所有者等個人を単に利得させる私的事業に、県が公金を支出する理由などない。

別紙 3

執行差止め請求理由

1 本件各事業の根拠法令

本件各事業の根拠法令は、違法の理由（別紙 2）で述べたとおり急傾斜地法であり、これ以外に県が建築物の所有者等に代替し、がけ崩れ対策工事の実施主体となり得る法律、条例等の根拠法令はない。

2 急傾斜地法を根拠法令としない場合は違法若しくは不当

本件各事業が急傾斜地法を適用しない場合は、違法の理由（別紙 2）で述べたとおり、

違法又は不当が発生する。

3 改正実施要領の違法若しくは不当

改正実施要領及び事業化までのフロー図等は急傾斜地法を踏まえ、本件各事業は急傾斜地法第3条第1項の規定に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定を前提としたものとなっている。

ただし、急傾斜地崩壊危険区域の指定に当たり、同項では次の要件を定めている。

- (1) この法律の目的を達成するために必要があると知事が認めるときであること。
- (2) 関係市町村長の意見をきくこと。
- (3) 崩壊するおそれがあること。

当核急傾斜地は、建築基準法の規定によりいったんは建築物ががけ崩れ等による被害を受けるおそれがないものとして建築物が建築されたのであるから、その後、単に急傾斜地法第2条で定義する急傾斜地であるというだけでは直ちに「崩壊するおそれ」があるとまではいえない。したがって、急傾斜地法第4条に規定する必要に応じた調査等をして崩壊するおそれの有無を見極め、当該区域指定を行わなければならない。

- (4) その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあること。
- (5) 有害行為を制限する必要があること。

当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないようにするためとはいえども、その区域が急傾斜地法第7条第1項各号に掲げる有害行為が現に行われる蓋然性が乏しければ、区域指定の要件とはならない。すなわち、当該急傾斜地が「崩壊するおそれ」が仮にあったとしても、行為制限をする必要の実態がなければ当該区域指定には値しない。

しかしながら、改正実施要領は上記の法要件をすべて踏まえたものとはなっていないので、この点、これによる本件各事業の施行は急傾斜地法に反する違法若しくは不当がある。

4 和歌山県建築基準法施行条例（平成13年条例第23号。以下「建築基準法施行条例」という。）に反する違法

建築基準法第19条第4項に必要な制限を附加した建築基準法施行条例第4条は、がけ付近の建築物について規定している。すなわち、この規定は、建築基準法第8条第1項に規定する建築物の敷地のがけ崩れからの安全の維持保全についても適用される。

本件各事業による工事の施行箇所のがけが自然斜面であり、そのがけの下に本件各事業で擁壁を設置するものの、残りの上部斜面に建築基準法施行条例第4条第2号ののり砕工法等が施行されない場合、その斜面は依然として「崩壊するおそれ」が放置されたままである。このような場合には、同条第4号のがけ下に建築物を建築する場合の規定を踏まえる必要がある。すなわち、本件各事業で設置される擁壁は、そのがけ崩れにより想定される衝撃が作用した場合においても、がけ下の建築物にはその崩壊土砂等が到達せず建築物に破壊を生じさせないような構造方法を用いなければならない。

つまり、県が国庫補助による急傾斜地崩壊対策事業で採用する当該衝撃力を外力とする擁壁の構造方法に準拠する必要がある。この点、本件各事業による擁壁の構造方法は当該衝撃力を考慮しないブロック積み等簡易なものとしているから、その構造方法は建築基準法施行条例の規定に反する違法である。同じ法の下で、同じ急傾斜地崩壊対策事業でありながら、国庫補助事業によるものだけが当該衝撃力を外力とする擁壁の構造方法を用い、単独事業である本件各事業による工事には用いないとする理由などない。急傾斜地法の適用のいかんを問わず、がけ崩れ対策工事は建築基準法令を満たさなければならない。

また、本件各事業に落石防護柵の設置等、落石対策の措置をしないのも違法である。

5 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）を適用しない不当

土砂災害防止法第7条では、土砂災害防止法第6条の土砂災害警戒区域の指定があったときは、当該市町村防災会議は、市町村地域防災計画（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）による市町村地域防災計画をいう。）において、当該警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他当該

警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとしている。

この警戒避難体制の整備は、元々、改正前の急傾斜地法第20条に規定されていたが、土砂災害防止法制定時に発展的に急傾斜地法から削除がなされたものである。

すなわち、警戒避難体制の整備を行政が継続確保するため、急傾斜地法は土砂災害防止法制定後には同法と併せて施行されることが期待されている。

ところが、改正実施要領からすると、県は急傾斜地法に基づく本件各事業の工事箇所には土砂災害防止法を同時に適用するなどの措置を講じようとはしていない。

土砂災害防止法に基づく警戒避難体制の整備を始め危険の周知、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策は土砂災害防止対策の主要な施策なのであるから、県は土砂災害防止法の施行を同時にしないのは不当である。

6 法令の遵守

したがって、平成22年度において本件各事業の実施に当たっては、県は法令を遵守し、急傾斜地法を正しく適用するもの以外の執行をしてはならない。

第2 住民監査請求書の受理

本件請求は、自治法第242条第1項及び第2項に規定する要件を具備しているものと認め、平成22年4月8日に受理を決定した。

第3 自治法第242条第3項の規定による勧告の要否

請求人は、監査結果の決定前において平成22年度の本件各事業の執行を停止する勧告を求めていたため、その要否を検討したところ、自治法第242条第3項に定める「当該行為が違法であると思料するに足りる相当な理由があり、当該行為により当該普通地方公共団体に生ずる回復の困難な損害を避けるため緊急の必要がある」場合に該当しないものと判断し、平成22年4月8日、同勧告はしないこととした。

第4 監査の実施

1 監査対象事項

請求書及び請求人の陳述内容等を勘案し、本件各事業として平成21年度に実施した工事代金及び平成22年度に支出する予定の工事代金に関する公費負担について、自治法第242条第1項に規定する違法又は不当な公金の支出と認められるのかを監査の対象とした。

2 監査対象機関

和歌山県県土整備部

3 請求人による証拠の提出及び陳述

自治法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対し、平成22年4月20日に証拠の提出及び陳述の機会を設け、同条第7項の規定に基づき、関係機関の職員の立会いを認めた。

請求人からは、平成21年4月13日付け監察査察監の記者発表資料（以下「監察査察監の記者発表資料」という。）が証拠書類として提出されるとともに、おおむね次のとおり陳述があった。

(1) がけ崩れ防災工事等の措置は、まず建築基準法により「建築物の所有者等」個人の義務である。

仮に、これらの建築物ががけ崩れの被害を受けるおそれがあるのに建築されたのであれば、建築基準法の違法建築物であり、その違法の解消義務は当該個人にある。

県は、建築基準法では、がけ崩れ対策工事等その措置を講じる主体のいかんを問うていないというが、「建築物の所有者等」個人にその実施義務を課しているのであり、この建築物の所有者等個人に代理・代替し、県が直ちにその実施主体とはなり得ない。

急傾斜地法を適用しない場合、がけ崩れ対策の法的義務がある個人に代理・代替し、県がその主体となり得るためには条例化等法的措置が必要である。

(2) 「事務事業評価調書(訂正前)」、「行政組織規則」、「監察査察監の記者発表資料」及び「改正実施要領」が示すとおり本件各事業の根拠法令は急傾斜地法なのであるから、県は急傾斜地法に基づき粛々と本件各事業を実施すればよいのであり、また、県はその義務を負う。

「監察査察監の記者発表資料」では本件各事業の根拠法令が急傾斜地法であるとし、その記述内容の「建設部に文書通知」の「改正実施要領」には急傾斜地法の記載こそないが、急傾斜地法第3条第1項の「急傾斜地崩壊危険区域の指定」等の記載からこれが急傾斜地法に由来することは明白である。

したがって、県は、「単独工事は実施要領に基づき実施する」というなら、それは急傾斜地法に基づき実施するということであり、県も本件各事業の根拠法令が急傾斜地法であることを自認していることになる。

本件各事業は急傾斜地法第3条第1項の区域の指定を行わず、急傾斜地法第12条第1項の急傾斜地崩壊防止工事を行ったのであるから急傾斜地法違反である。

「改正実施要領」で工事は急傾斜地法に基づくとしたにもかかわらず、それから僅か1年もしない間に、今度はその根拠法令が急傾斜地法ではないなどするのは支離滅裂である。

急傾斜地法に違反する区域指定外での県工事は、もともと建築基準法上、個人ががけ崩れ対策工事の実施義務に伴うべき工事なのであるから県が公金を支出する理由などない。単に、建築基準法上の違法な個人に不当利得をなすものである。

(3) 本件各事業は、建築基準法上で規定された「個人の義務」を県が「免除」し、「代理・代替」するものであるから、かかる行政行為を伴う事業には根拠法令が必要である。したがって、本件各事業は違法である。また、急傾斜地法の違法が自治法上合法に転換する余地はない。

そもそも、根拠法令のない本件各事業は県の事務ではないのであり、知事の権限に属する事務ではないのであるから、根拠法令の解釈適用につき行政庁に許された判断の余地とされる行政裁量を知事が働かせることはできない。また、自治法は、地方公共団体の組織・運営に関する大綱なのであるから、大綱たる自治法自体をもって個別事業の根拠法令となし得ることはない。

急傾斜地法を適用しない場合、本件各事業は、もともと建築基準法上、個人が実施義務を負うべき工事なのであり、この義務を県が免除し、代替する余地はなく、県が公金を支出する理由などない。単に、建築基準法上の違法な個人に不当利得をなすものである。

第5 監査の結果

1 主文

平成21年度の本件各事業は、急傾斜地法及び建築基準法等に違反するので、その事業費を公金から支出することは違法又は不当であるとする請求人の主張には理由がないので棄却する。

また、平成22年度の本件各事業の執行差止め請求についても同様に理由がないので棄却する。

2 事実関係の確認

監査対象事項について、関係する法令等の照合、関係書類等の調査及び監査対象機関からの事情聴取等から次の事項について確認した。

(1) 急傾斜地法の概要

急傾斜地法は、急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護するため、急傾斜地の崩壊を防止するために必要な措置を講じ、もって民生の安定と国土の保全とに資することを目的とし、次のような事項を定めている。

ア 急傾斜地崩壊危険区域の指定(急傾斜地法第3条第1項及び第2項)

知事は、この法律の目的を達成するために必要があると認めるときは、関係市町村長の意見をきいて、崩壊するおそれのある急傾斜地(傾斜度が30度以上である土地をいう。以下同じ。)で、その崩壊により相当数の居住者等に危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地のうち、急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないようにするため、行為の制限をす

る必要のある土地を急傾斜地崩壊危険区域(以下「指定区域」という。)として指定することができる。ただし、指定は、この法律の目的を達成するために必要な最小限度のものでなければならない。

イ 指定区域内における行為の制限(急傾斜地法第7条第1項)

指定区域内においては、水の放流、工作物の設置又は改造、切土、掘さく、盛土、立木竹の伐採、土石の採取等の行為は、知事の許可を受けなければしてはならない。

ウ 都道府県の施行する急傾斜地崩壊防止工事(急傾斜地法第12条第1項)

「急傾斜地崩壊防止工事」とは、「指定区域内における擁壁等急傾斜地崩壊防止施設の設置又は改造その他急傾斜地崩壊危険区域内における崩壊防止工事」であると急傾斜地法第2条第3項で定義されているが、都道府県は、急傾斜地崩壊防止工事のうち、第7条の制限行為に伴い必要が生じた工事以外の工事で、その急傾斜地の所有者、管理者、占有者又は急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのある者が施行することが困難又は不適當なものを施行する。

エ 国の補助(急傾斜地法第21条)

国は、都道府県に対し、都道府県営工事に要する費用の1/2以内を補助することができる。

(2) 建築基準法の概要

建築基準法は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とし、次のような事項を定めている。

ア 維持保全(建築基準法第8条第1項)

建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければならない。

イ 敷地の衛生及び安全(建築基準法第19条第4項)

建築物ががけ崩れ等による被害を受けるおそれのある場合においては、擁壁の設置その他安全上適当な措置を講じなければならない。

ウ 地方公共団体の条例による制限の附加(建築基準法第40条)

地方公共団体は、その地方の気候若しくは風土の特殊性又は特殊建築物の用途若しくは規模に因り、この章の規定又はこれに基づく命令の規定のみによっては建築物の安全、防火又は衛生の目的を十分に達し難いと認める場合においては、条例で、建築物の敷地、構造又は建築設備に関して安全上、防火上又は衛生上必要な制限を附加することができる。

エ がけ付近の建築物(建築基準法施行条例第4条)

高さが2メートルを超えるがけ(地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で硬岩盤(風化の著しいものを除く。)以外のものをいう。以下同じ。)の上端からの水平距離がその下端方向に対して、又は当該がけの下端からの水平距離がその上端方向に対して、それぞれ当該がけの高さの2倍未満(がけの地表面が垂直である場合にあっては、当該がけからの水平距離が当該がけの高さの2倍未満)の土地の区域内においては、建築物を建築してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(ア) がけが擁壁により構成されているため安全上支障のない場合

(イ) がけがのり砕工法等の工事が施行されているため安全上支障のない場合

(ウ) がけの形状及び土質によりがけ崩れのおそれのない場合

(エ) がけの下に建築物を建築する場合で、次のいずれかに該当するとき。

a 当該建築物の外壁及び構造耐力上主要な部分(がけ崩れによる衝撃が作用すると想定される部分に限る。以下この号において「外壁等」という。)の構造が、がけ崩れにより想定される衝撃が作用した場合においても破壊を生じない構造方法を用いるものであるとき。

b aに定める構造方法を用いる外壁等と同等以上の耐力を有する構造方法を用いている門又は

塀を、がけ崩れにより当該建築物の外壁等に作用すると想定される衝撃を遮るように設けるとき。

(3) 土砂災害防止法の概要

土砂災害防止法は、土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備を図るとともに、著しい土砂災害が発生するおそれがある土地の区域において一定の開発行為を制限するほか、建築物の構造の規制に関する所要の措置を定めること等により、土砂災害の防止のための対策の推進を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とし、次のような事項を定めている。

ア 土砂災害防止対策基本指針（土砂災害防止法第3条第1項）

国土交通大臣は、土砂災害の防止のための対策の推進に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。

イ 土砂災害警戒区域（土砂災害防止法第6条第1項）

都道府県知事は、基本指針に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）として指定することができる。

ウ 警戒避難体制の整備等（土砂災害防止法第7条第1項）

市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあっては、当該市町村の長。）は、警戒区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

エ 土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法第8条第1項）

都道府県知事は、基本指針に基づき、警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）として指定することができる。

オ 特定開発行為の制限（土砂災害防止法第9条第1項）

特別警戒区域内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項の開発行為で当該開発行為をする土地の区域内において建築が予定されている建築物（当該区域が特別警戒区域の内外にわたる場合においては、特別警戒区域外において建築が予定されている建築物を除く。）の用途が制限用途であるものをしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為その他の政令で定める行為については、この限りでない。

(4) 平成21年度及び平成22年度の本件各事業の概要

ア 本件各事業は、次の改正実施要領及び各市町村長あての通知に基づき県単独事業として斜面の崩壊防止を目的に小規模な工事や緊急を要する工事を施行するものであり、新たに平成21年度から原則として急傾斜地崩壊危険区域の指定を工事着手前までに完了させることとした。

(ア) 特殊急傾斜地崩壊対策事業（特急斜）実施要領

a 和歌山県が施行する急傾斜地崩壊防止工事のうち、次の各号に該当する場合で原則として、当該急傾斜地崩壊防止工事によって被害が軽減される地域内において、土砂災害危険箇所の公表等の警戒避難態勢にかかわる措置がなされているもの。

(a) 急傾斜地の高さが5m以上の自然斜面であること。

(b) 移転適地がないこと。

(c) 人家おおむね5戸以上に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの。

ただし、官公署・学校・病院・駅・避難所・災害時要援護者関連施設等を有する急傾斜地の場合は、「5戸」を「1戸」に読み替えるものとする。

(d) 国庫補助事業の対象とならないもの。

b 市町村負担金

10%

c 備考

(a) 市町村からの事業要望時に急傾斜地指定申請書を添付してもらい、事業採択時に県により指定

(b) 平成14年6月3日付砂第190号にて通知している「地元協力体制の確認書」を事業要望時に提出

(イ) 急傾斜地崩壊対策緊急整備事業（急緊整）実施要領

a 和歌山県が施行する急傾斜地崩壊防止工事のうち、次の各号に該当する場合で原則として、当該急傾斜地崩壊防止工事によって被害が軽減される地域内において、土砂災害危険箇所の公表等の警戒避難態勢にかかわる措置がなされているもの。

(a) 急傾斜地の高さが5m以上の自然斜面であり、斜面崩壊等の前兆現象が確認されたもの。

(b) 移転適地がないこと。

(c) 人家おおむね3戸以上に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの。

ただし、官公署・学校・病院・駅・避難所・災害時要援護者関連施設等を有する急傾斜地の場合は、「3戸」を「1戸」に読み替えるものとする。

（ただし、災害時要援護者を抱える所帯については1戸以上）

(d) 国庫補助事業の対象とならないもの。

b 市町村負担金

10%

c 備考

(a) 市町村からの事業要望時に急傾斜地指定申請書を添付してもらい、事業採択時に県により指定

(b) 平成14年6月3日付砂第190号にて通知している「地元協力体制の確認書」を事業要望時に提出

(ウ) 平成20年12月26日付け砂第979号和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課長通知（急傾斜地崩壊対策事業等の法指定について）

a 平素より土砂災害を防止するための事業の推進に取り組んでいただき、誠にありがとうございます。

b さて、急傾斜地法による区域指定の趣旨は、国民の生命を保護するため、区域指定地内における行為制限、防災措置勧告、改善命令、工事の実施等があります。

c この趣旨に鑑み、急傾斜地崩壊対策事業を実施する場合、災害発生の緊急時等やむを得ない場合を除き、原則として区域指定を工事着手前までに完了させたいと考えております。

d 県単独事業についても同様に法指定箇所での実施を考えております。つきましては県単独事業を要望される場合には、工事实施までに法指定を終えられるよう、区域指定に必要な書類を作成し、建設部に提出してください。また平成20年度工事完了箇所についても区域指定をしたいと考えておりますのでよろしく申し上げます。

e なお、このことにつきましては、本年6月27日に砂防担当者研修会で説明しておりますが、区域指定の趣旨をご理解の上、よろしく申し上げます。

イ 平成21年度における特殊急傾斜地崩壊対策事業にあつては45件、131,000千円、急傾斜地崩壊

対策緊急整備事業にあつては27件、82,000千円で、合計で72件、213,000千円の予算を計上している。

なお、平成20年度から平成21年度への繰越事業費は、特殊急傾斜地崩壊対策事業で6件で9,000千円、急傾斜地崩壊対策緊急整備事業で1件、5,037千円となっている。

また、平成22年度における特殊急傾斜地崩壊対策事業にあつては33件、118,000千円、急傾斜地崩壊対策緊急整備事業にあつては21件、70,000千円で、合計で54件、188,000千円の予算を計上している。

ウ 砂防修繕事業の工事請負費3,984,750円を特殊急傾斜地崩壊対策事業及び急傾斜地崩壊対策緊急整備事業7件に充当している。

また、特殊急傾斜地崩壊対策事業の工事請負費3,051,300円を災害緊急砂防事業1件に充当している。

なお、砂防修繕事業は、砂防設備等の維持修繕を行い、従前の機能を回復させ、災害を未然に防止するもので、災害緊急砂防事業は、国庫補助事業の採択基準に該当しない風水害、震災等による土砂の崩壊等、被災箇所について緊急的に施行し、再度の災害の防止を図るものである。

3 監査対象機関(県土整備部)の主張

(1) 県では、がけ崩れから県民の生命を守るため、がけ崩れ防止対策を行っており、規模の大きいものについては、急傾斜地法に基づき国庫補助事業で実施し、規模の小さいものや緊急に対応する必要があるものについては、県単独事業により、県の施策として実施要領を定め、事業を実施している。

本県は、地形上、がけ崩れのおそれのある箇所が数多くあり、また、山間部では、人家もまばらに点在しているため、特に小規模な対策を行う県単独事業の必要性が高く、かつ、要望も数多く寄せられている。

(2) 県単独工事は、急傾斜地法に基づき実施する補助事業の採択基準に合わない小規模なもの及び緊急を要するものについて実施するものであり、当該工事の実施には、急傾斜地法に規定する区域指定を要件としていない。一方、急傾斜地法は指定区域外での県単独工事の実施を妨げてはいない。このため、区域を指定せずに実施した県単独工事は、違法又は不当であるとの指摘は当たらない。

(3) 行政組織規則第27条に規定する砂防課の任務は、土砂災害の防止及び砂防を行い、県土の保全及び県民の生命・財産の保護を図ることであるが、本件各事業は、所掌事務のうち同条第3号の「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)の施行に関すること。」を根拠としているものではなく、第7号の「その他任務の達成に必要なこと。」を根拠にしている。したがって、本件各事業は、急傾斜地法に基づいていないため、事務事業評価調書に「固有する法律なし」と記載したものであり、急傾斜地法を適用せず本件各事業を実施するのは違法であるとの指摘は当たらない。

(4) 改正実施要領は、備考欄に「事業採択時に県により指定」という事務手続上の注意事項を記載している。

これは、県単独事業における指定区域の指定について、県単独事業のような小規模な工事においても、急傾斜地崩壊危険区域指定基準を満足する箇所のうち、関係者間の利害の対立が予想され、崩壊の助長及び崩壊が誘発される行為を制限する必要があると認められる箇所など、必要に応じて事業効果がより一層得られる箇所を区域指定していくという趣旨であり、すべての県単独事業箇所を区域指定するという趣旨ではない。

また、平成20年12月26日付け砂第979号通知において、「原則として区域指定を工事着手までに完了させたいと考える」など、実際の事務作業で誤解が生じないように、通知したところである。

(5) 建築基準法第19条第4項の規定は、建築物の敷地等の満たすべき状態の基準を定めるものであり、措置を講じる主体のいかんを問うておらず、措置を講ずる主体を建築物の所有者等に限定している

ものではない。

- (6) 県単独工事である本件各事業は、小規模ながけを対象としており、事業箇所のがけの状況を踏まえ、必要な対策工法を選定しており、本件各事業により対策が実施されたがけは建築基準法施行条例第4条ただし書きの規定に該当するため、建築基準法施行条例に違反しているものではない。
- (7) 土砂災害防止法は、開発行為の制限や警戒避難体制の整備等のソフト対策を推進するための法律であり、対策工事を実施するに当たり、土砂災害防止法を同時に適用しなければならないという規定はなく、本件各事業箇所に土砂災害防止法を同時に適用しないのは不当であるとの指摘は当たらない。

第6 監査委員の判断

1 本件請求について、請求人は特に次の点を主張している。

- (1) 本件各事業の根拠法令は急傾斜地法であるが、事務事業評価調書で「固有する法律なし」と訂正し、すなわち、本件各事業は急傾斜地法に基づかないとし、指定区域の指定を怠り本件各事業を施行したのであるから急傾斜地法第12条第1項に違反する。
- (2) 本件各事業は、行政組織規則に規定する県土整備部砂防課の所掌事務である「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）の施行に関すること。」に係る急傾斜地法を根拠とするのであるから、県が「固有する法律なし」として急傾斜地法を適用せず施行した本件各事業は、行政組織規則に反する。
- (3) 県が通達した改正実施要領によれば、平成21年度事業箇所から本件各事業について、急傾斜地法第3条第1項の規定に基づく指定区域の指定をその工事着手前に行うものとしている。すなわち、本件各事業の根拠法令は急傾斜地法であるとしている。それにもかかわらず、県が本件各事業の根拠法令を「固有する法律なし」などとした措置は同通達に違反する。
- (4) 砂防修繕費等を本件各事業の用途にするのは不当である。
- (5) 県ががけ崩れ対策工事に指定区域の指定を行わない場合若しくは急傾斜地法を適用しない場合、当該がけ崩れ対策の措置を講じなければならない者は建築基準法に基づく建築物の所有者等個人であり、県が処理する公共事務とは関係がない。
- (6) 改正実施要領は急傾斜地法を踏まえ、本件各事業は急傾斜地法第3条第1項の規定に基づく指定区域の指定を前提としたものとなっているが、同項で定めている要件をすべて踏まえたものとはなっていないので、この点、改正実施要領による本件各事業の施行は急傾斜地法に違反する。
- (7) 本件各事業で設置される擁壁は、県が国庫補助による急傾斜地崩壊対策事業で採用する衝撃力を外力とする擁壁の構造方法に準拠する必要があるが、本件各事業による擁壁の構造方法は当該衝撃力を考慮しないブロック積み等簡易なものとしているから、その構造方法は建築基準法施行条例の規定に違反する。また、本件各事業に落石防護柵の設置等、落石対策の措置をしないのも違法である。
- (8) 警戒避難体制の整備を行政が継続確保するため、急傾斜地法は土砂災害防止法と併せて施行されることが期待されているが、改正実施要領からすると、県は急傾斜地法に基づく本件各事業の工事箇所には土砂災害防止法を同時に適用する措置を講じようとはしていない。

土砂災害防止法に基づく警戒避難体制の整備を始め危険の周知、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策は土砂災害防止対策の主要な施策なのであるから、県は土砂災害防止法の施行を同時にしないのは不当である。

2 これらの点について、監査委員は次のとおり判断する。

- (1) について、急傾斜地法の趣旨は、災害から国民の生命を保護することを目的とするものであるが、急傾斜地法で規定する工事は、必要最低限度なものを規定するにとどまり、それ以外の全ての工事を禁止又は排除する趣旨とは考えられない。

むしろ、各都道府県においては、地理的条件等にかんがみ、必要性もそれぞれ異なることから、県

が県民の生命、財産等を守るという目的のため、県独自の判断により工事を実施することがより同法の趣旨に沿うものといえる。

本件各事業は、自治法第2条第2項の普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理するという規定に基づく地域における事務として、住民の福祉を増進するため、実施要領に基づき、県が独自の判断で県単独事業として実施したものである。

したがって、本件各事業は、何ら急傾斜地法第12条第1項に違反するものではない。

(2) について、行政組織規則第27条の規定によると、砂防課は、土砂災害の防止及び砂防を行い、県土の保全及び県民の生命・財産の保護を図ることを任務とし、次の事務を所掌するとあり、同条第3号で「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）の施行に関すること。」と規定されているが、第7号で「その他任務の達成に必要なこと。」と規定されており、本件各事業は、この第7号を根拠に県単独事業として実施するものであるから、行政組織規則に違反するものではない。

(3) について、そもそも本件各事業は、(1) で述べたとおり、自治法第2条第2項の規定に基づく地域における事務として、県単独事業を実施したものであるから、急傾斜地法に基づくものではない。

また、平成20年12月26日付け砂第979号において、「原則として区域指定を工事着手までに完了させたいと考える」と通知しており、すべての県単独事業箇所を区域指定するという趣旨ではないと考えられる。

(4) について、砂防修繕費等を本件各事業に充当することについては、最終的には事業遂行の必要性から知事の裁量に委ねられているものである。

なお、今後このような場合においても、本来の事業目的にかんがみ、緊急性のあるものなどやむを得ないものに限定するべきである。

(5) について、建築基準法は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めるものであり、建築基準法第19条第4項において、敷地の安全の基準として、建築物ががけ崩れ等による被害を受けるおそれのある場合においては、擁壁の設置その他安全上適当な措置を講じなければならぬと規定されている。

建築物の敷地の安全対策は、土地の所有者等が自ら講じるのが原則であると考えられるが、同項の規定は、建築物の敷地の満たすべき状態の基準を定めているものであり、措置を講ずる主体を土地の所有者等に限定しているものではない。

(6) について、(1) と同様に本件各事業は、自治法第2条第2項の規定に基づく地域における事務として、単独事業を実施したものであり、急傾斜地法に違反するものではない。

(7) について、本件各事業は、事業箇所ごとががけの状況を踏まえ、建築基準法施行条例第4条ただし書きの規定に該当する工事を実施したものであり、直ちに建築基準法施行条例に違反するとは認められない。

(8) について、土砂災害防止法は、開発行為の制限や警戒避難体制の整備等のソフト対策を推進するための法律であり、本件各事業を実施するに当たり、土砂災害防止法を同時に適用しなければならないという規定はない。

したがって、本件各事業箇所に土砂災害防止法を同時に適用しないことは不当ではない。

第7 委員意見

本県には、がけ崩れのおそれのある箇所が多いという地形上の問題から、対策を講じなければならない箇所が多数存在する。工事箇所の選定については、知事の裁量に委ねられるべき事項であるが、その選定に当たっては、実施要領に基づく厳正な要件審査はもとよりのこと、危険度等客観的基準による優先順位の設定等、公平性の確保により一層努めるとともに、事業の執行に当たっては、「原則として区域指定を工事着手前までに完了させる」とした特殊急傾斜地崩壊対策事業実施要領、急傾斜

地崩壊対策緊急整備事業実施要領及び平成20年12月26日付け「急傾斜地崩壊対策事業等の法指定について」に則り、より厳正な執行に努められたい。